

# 無認可共済の 保険会社化

## ——新設の「少額短期保険業者」に注目！——

この4月の保険業法改正で、無認可共済が保険業界の仲間入りをした。2年間の準備期間を経て、保険会社または少額短期保険業者に移行するという。そこで注目されているのが少額短期保険業者。無認可共済の“受け皿”として新設された制度で、文字通りの「ミニ保険会社」だ。少額短期保険業者は、保険会社より規模や取扱商品などで制限はあるが、商品開発の自由度、生損保兼営の商品展開など魅力も多い。無認可共済からの移行組に加え、異業種からの新規参入の動きもあり、多彩なタイプの保険業者が新しいアイデアと手法を携えて登場してくるであろう。今後の動向から目が離せない。

### Part 1

## 保険業法改正の背景

### 認可の必要が無い共済事業

改正以前の保険業法では、「不特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業」を保険業と定め、規制の対象としてきました。そのため、

①特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業

②他の特別な法律の規制を受け、主務官庁の監督を受けて保険の引き受けを行う事業

の2つについては、保険業法の適用外となっていました。

①がいわゆる共済事業です。もともと共済は、保険の仕組みを使って行う相互扶助の精神に基づいた保険事業であり、任意団体を含む各種団体によって行われてきました。

規制する法律自体が存在していないのですから、特定の

者を対象とした保険事業である限り、免許も認可も必要ありません。これらは一括して「根拠法のない共済」あるいは「無認可共済」などと呼ばれていました。

②は、郵政公社の簡易保険、JA共済、全労済、CO・OP共済、県民共済などです。簡保は保険ですが、それ以外は一般的に「根拠法のある共済」または「制度共済」と呼ばれています。

## 無認可共済の増加と拡大

無認可共済は、古くからさまざまな分野でその役割を果たしてきましたが、バブル崩壊以降、急速にその存在がクローズアップされるようになりました。

人気の高い共済を例に挙げると、ペットの飼い主を相手方としたペットの医療共済や死亡共済、アパートやマンションの借家人を相手方とした家財共済、賃貸マンションオーナーを相手方としたマンションの家賃収入の一部を保証する共済、葬儀社や互助会の行う葬儀費用の共済などがあります。これらの共済に共通しているのは、既存の保険会社には作ることのできない保障内容で、しかも小口で割安な掛金という魅力があることです。要するに、既存の保険会社で対応しきれなかったニッチ（隙間）を埋める形で多数の共済が生まれ、成長していったのです。

無認可共済は、金融庁の認可を必要としないため自由に商品を発売でき、比較的簡単に設立することができました。

無認可共済の増加、規模の拡大に伴い、形態の多様化も進み、特定の者を相手方とした共済事業と、不特定の者を相手方とした保険業との区別が困難になってきました。

そこで著しい成長を遂げたのが、「対象者の範囲が特定されているといえるかどうか判断が難しい」共済です。形式的には共済でも、実質的には誰でも入れるものがかなりありました。

## 法改正のねらい

無認可共済の発展により、金融庁や財務局への照会・問い合わせも急増しました。それがいつの間にか「苦情が多数寄せられている」などとマスコミで誤って報道されたようです。確かに一部には、所在不明や連絡不能になるなど、いい加減な共済があったのも事実です。

そこで、契約者保護の観点から無認可共済を「何の法規制もないまま野放しにしておいてよいのか」という議論が生まれました。一方、保険会社にできないサービスを提供する無認可共済の役割を評価し、法的根拠を与えることで、健全な発展を促そうという積極的な意見も出てきました。

ところで、無認可共済がどこにどれだけあるのか、どのような商売をしているのか、その全体像を把握しているところはどこにもありませんでした。そこで平成16年に総務省が実態調査を行い、「根拠法のない共済に関する調査」\*1をまとめています。現時点で公式にまとめられた無認可共済に関

図表1 「根拠法のない共済に関する調査」に見る概況

### ● 調査団体数

任意団体等による共済*1	422団体
実地調査数	166団体
調査対象外*2	256団体
企業内共済等	103団体
実地調査数	85団体
調査対象外*2	18団体
公益法人等による共済	159団体
実地調査数	119団体
調査対象外*2	40団体

\*1 団体名や商品名に「共済」を使用しているものなどについて全国で422団体を把握。任意団体のほかに株式会社等を含む（企業内共済等は除く）

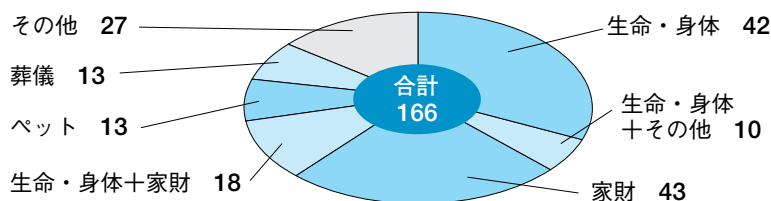
\*2 調査対象外は、実際には共済を実施していない、休廃止状態、所在不明、調査への協力を得られなかったものを指す

### ● 共済の規模（平成14年度）

	任意団体等	企業内共済等	公益法人等
共済加入者数	約273万人	約276万人	約1,639万人
共済掛金の年間総額	約494億円	約40億円	約784億円
加入者一人当たり年間平均掛金額	約24,600円	約1,500円	約4,800円
共済金支払の年間総額	約209億円	約28億円	約396億円

### ● 共済の種類別団体数（任意団体等）

単位：団体



\*1 総務省「根拠法のない共済に関する調査」（平成16年10月27日）  
報道資料（PDF）[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041027\\_1\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041027_1_1.pdf)  
報告書（PDF）[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041027\\_1\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041027_1_2.pdf)

する資料はこれくらいです。インターネットで閲覧できますのでご覧ください（P.3図表1）。

その調査結果を基に、金融庁の金融審議会金融分科会第二部会において、無認可共済の法規制を目的とした保険業

法改正についての報告書「根拠法のない共済への対応について」※2がとりまとめられました。基本的にはこの報告書の内容に沿って法改正が行われています。こちらもインターネットで閲覧できます。

## Part2

# 無認可共済から特定保険業者への移行

## 保険業の定義と「適用除外」

改正にあたってまず、「特定の者を相手方とする」という従来の保険と共済を区分していた考え方が撤廃され、「特定—不特定」、「保険—共済」の呼称もなくなりました。

いずれにしても、保険の仕組みを使って保障を提供する事業はすべて「保険業」と明確にしました。その上で、保険業法を適用する範囲（あるいは適用しない範囲）の定義を限定列举の形で明らかに示しました。これによって保険業者は、保険業法の適用を受ける保険業者と、適用を受けない「適用除外の保険業者」に二分されました。

保険業法が適用される保険業者（保険会社・少額短期保険業者・特定保険業者の3種類）については後述しますが、一方の適用除外の保険業者は、対象が明確に示されたことにより、該当する共済はこれまで通り事業を継続できるようになりました（図表2）。

- （一つの）会社とその役員・従業員を相手とするもの
- （一つの）労働組合がその組合員を相手とするもの
- （一つの）学校がその学生を相手とするもの など

上記の例のように、共済の引受主体と相手方に関する特

徴で判断する適用除外のほかに、人数規模を基準にした適用除外もあります。

- 1,000人以下の者を相手とするもの※3

このほかに、適用除外には入らないものの実質的には適用除外と見なされるものがあります※4。

- 公益法人（社団法人・財団法人）が行う共済

- 商工会議所・商工会・商工会連合会などが行う共済

適用除外に該当するかどうかの判断基準が明確になったことで、従来から無認可共済を行ってきた業者・団体だけでなく、今後は新規に適用除外の保険業を始めるところも出てくるでしょう。

## 無認可共済に用意された3つの選択肢

次に、適用除外の保険業者に該当しない場合について見てみましょう。この4月1日以降、無認可共済には主に以下の3つの選択肢が用意されています（P.5図表3）。

- 「保険会社」になる
- 「少額短期保険業者」になる
- 「特定保険業者」になる

1つ目の「保険会社」は、免許を取得し既存の生保会社、

図表2 保険業法適用除外の保険業者（事業主体→募集対象）

地方公共団体	→住民	地方公共団体	→事業者 (その役員・使用人)
会社（役員・使用人の団体）	→役員・使用人	一つの会社の連結子会社（役員・使用人の団体）	→役員・使用人
労働組合	→組合員等	宗教法人	→構成員
会社	→同一グループの他の会社	国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の 組合員の団体	→構成員
学校（学生の団体）	→学生・生徒	国会議員の団体、地方議会議員共済会の会員の団体	→構成員
町内会・自治会等	→その構成員	学校	→児童または幼児
その他、これらに準ずるもの		専修学校・各種学校・その生徒の団体	→生徒
		同一の設置者による2以上の学校等の生徒の団体	→学生等
		一つの学校等の学生の保護者・教職員の団体	→構成員・学生

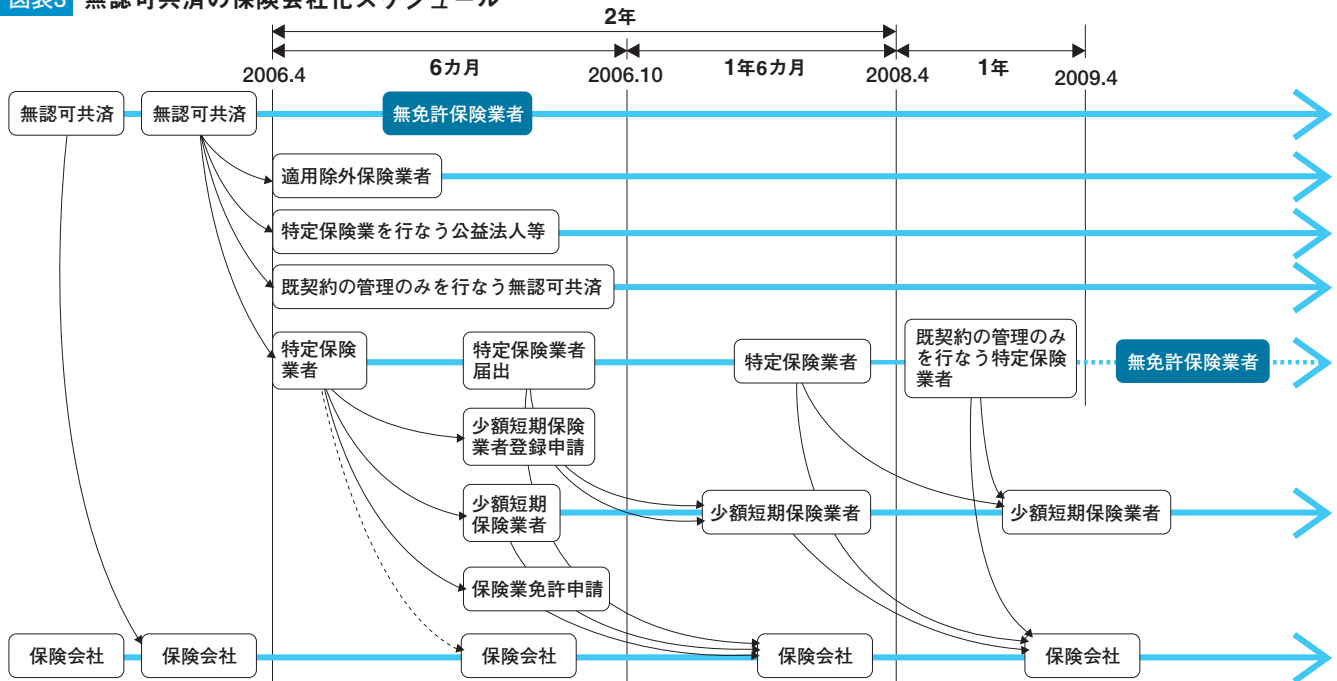
※2 金融審議会金融分科会第二部会「根拠法のない共済への対応について」（平成16年12月14日）

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/kinyu/dai2/f-20041214\\_d2sir/a.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/kinyu/dai2/f-20041214_d2sir/a.pdf)

※3 この人数規模による適用除外には例外規定があり、それに該当する場合は1,000人以下であっても適用除外とならない。①2つ以上の団体に分けて1,000人以下にしているもの。②2以上の団体が協同して資産等の運用や再保険を付している。③再保険の引き受けを行うもの。④1人からの年間保険料総額が50万円超、または1法人からの年間保険料総額が1000万円超の引き受けがある場合。

※4 2006年4月1日の時点ですでに共済をやっていた場合に限定。4月2日以降に新たに共済を始めてもこれに該当しない。

図表3 無認可共済の保険会社化スケジュール



損保会社と肩を並べるといことです。

2つ目の「少額短期保険業者」は、無認可共済が保険事業を継続するための受け皿として考えられた保険事業運営のための新しい制度です。取り扱える商品や事業規模を制限する代わりに、最低資本金その他の規制は保険会社より若干緩和されています。保険業法上この制度は「特例」としており、「保険会社でなくても特別に保険事業をすることを許す」という性格のもので（詳しくは6ページを参照）。

3つ目の「特定保険業者」は、無認可共済が2年間だけ猶予を貰って、今まで通り特定の相手方を対象に保険事業を続けながら、少額短期保険業者になるか、それとも保険会社になるか、あるいはそれ以外の道を選択するか<sup>※5</sup>、身の振り方を決めることができる制度です。

改正法施行日である2006年4月1日までに無認可共済を行っていた業者・団体については、そのまま事業を継続する場合にのみ適用され、同日を迎えた時点で自動的に特定保険業者に区分されました。無認可共済のときは異なり、特定保険業者になってからは保険業法が適用されます。言うまでもないことですが、現在では新たに無認可共済や特定保険業者を設立することはできません。

## 特定保険業者における経過措置

特定保険業者は、改正保険業法施行から2年間<sup>※6</sup>だけ事業を継続できるタイムリミット付きの制度です。保険業法上は「経過措置」ということになります。つまり、2年間（2008年3月末まで）が過ぎると自動的に存在できなくなってしまふ暫定的な保険事業の方法です。

経過措置のスケジュールは以下のようになっています。

まず2006年9月末までに、特定保険業者はそれぞれの本店所在地を管轄する財務局に届け出を行わなければなりません。この期限までに少額短期保険業者の登録申請あるいは保険会社の免許申請をしていれば、特定保険業者の届け出は不要です。

2006年4月1日の時点で、適用除外の保険業者を除く全ての無認可共済は特定保険業者に自動的に移行していますが、その上で、特定保険業者としての届け出をするのに6か月間の猶予が与えられたということです<sup>※7</sup>。とはいえ、改正保険業法はすでにスタートしていますので、届け出の有無にかかわらず特定保険業者には、保険募集の管理、決算報告、金融庁の検査・命令などの規制が適用されることとなります。

※5 2006年4月以降、新規募集は一切せず、無認可共済のまま既契約の管理のみ行うことにより実質的に適用除外となる方法などもある。

※6 2008年3月末までに少額短期保険業者または保険会社への移行が間に合わなかった場合、もう1年、2009年3月末まで猶予期間を延長できるが、その場合、2008年4月以降は新契約の引き受けができなくなる。

※7 特定保険業者以外—適用除外保険業者及び適用除外と見なされる保険業者（公益法人など）、既契約の管理のみ行うことにより実質的に適用除外となる無認可共済—については特段の手続きは不要。